

展示会等出展事業補助金制度のご案内

市内事業者等が、自社製品・技術・サービス等を展示会へ出展する際に、小間代の一部を補助します。

市内事業者の販路開拓を促進し、本市産業の振興に寄与することを目的とします。

※ 4月1日より先着順で受付。予算に達し次第、締め切りとなります。

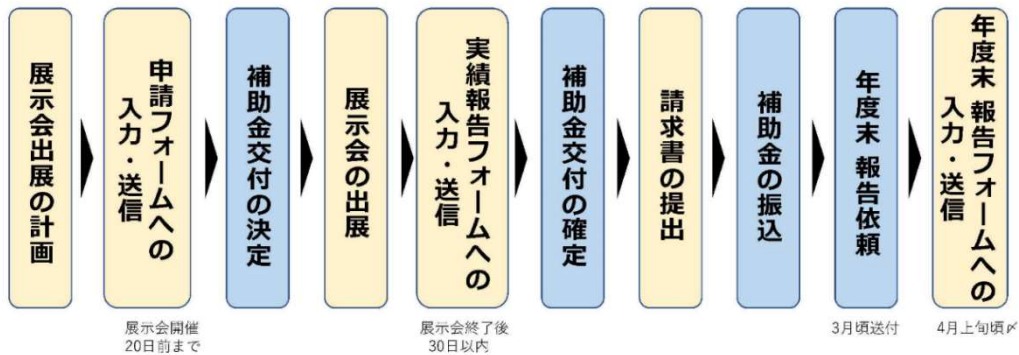
対象者	中小企業者等であって、次のいずれにも該当する者 ・市内に事業所を有し、1年以上引き続いて同一事業を経営していること ・個人事業者にあつては、本市の住民基本台帳に1年以上引き続いて記録されていること ・納期の到来した市税を完納していること ・川口市暴力団排除条例（平成24年条例第52号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等その他反社会的な団体に関連すると認められる者でないこと
対象事業	令和9年2月28日までに開催される、下記①②いずれかの要件を満たす展示会等 ①国または地方公共団体が主催または後援する展示会等 ②出展小間数が100以上の規模を有する展示会等 ※海外展示会やオンライン展示会も対象です。
対象外事業	上記要件を満たしていても、以下に該当する場合は対象外です。 ・同一の出展で他の公的機関から出展費の助成を受ける場合 ・展示即売を目的とする出展（BtoCの展示会等） ・川口市または申請者が主催（共催含む）する展示会等に出展する場合 ・出展するものが、自社製品・技術等ではない場合（代理店として海外輸入品の出展等）
対象経費	展示会等の主催者が定めた出展料のみ（小間代、会場借上料） ※消費税は含めません。 ※早割やリピート割などが適用されている場合は、割引後の出展料が対象となります。 ※装飾代金や角小間オプション料、出展に掛かる輸送料など、すべて対象外です。
補助額	補助率：助成金対象経費の1/2以内（千円未満切り捨て） 補助限度額：300,000円 ただし、海外展示会への出展や川口市地域貢献事業者の申請の場合は、限度額400,000円 ※最終的に予算の範囲内で市長が決定します。
注意事項	・本補助金を受けられる回数は、1事業者1年度につき1回限りとします。 ・本補助金の効果検証のため、展示会終了後および年度末に実績報告が必要となります。

手続きの流れは裏面をご覧ください。

【問い合わせ・申し込み先】川口市経済部産業振興課工業振興係 TEL：048-259-9019

〒332-8601 川口市青木 2-1-1

【手続きの流れ】



■ 申請フォームへの入力・送信（展示会開催 20 日前まで）

※4月上旬から中旬に開催される展示会等に出席予定の場合は事前にご相談ください

添付書類 ※フォーム内に pdf データ等にてアップロードいただきます。

1. 【法人の場合】履歴事項全部証明書

【個人事業主の場合】個人事業の開業・廃業等届出書の写し、住民票の写し

2. 出展される展示会等の開催要領・パンフレットやチラシ

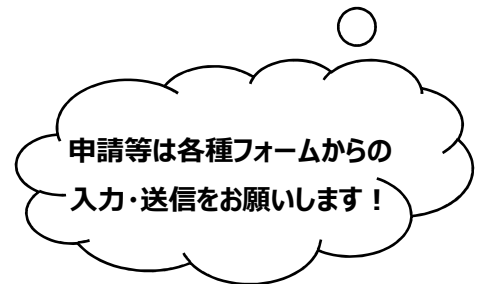
展示会主催者が発行した開催要領等には、会場、開催期間や小間面積・小間代金などが記載されていること。

小間代金に関しては、見積書や請求書等でも可能。

3. 【川口市地域貢献事業者の場合】認定書の写し

4. 【海外展示会への出展の場合】(補足提出書類) 海外展示会概要

(HP 内に様式があります)



□ 交付決定後、川口市より下記書類を送付します。

送付書類： 展示会等出展事業助成金交付決定通知書(様式第 3 号)

■ 展示会当日(記録写真の撮影・出展者名簿や会場 MAP などの保管)

■ 実績報告フォームの入力・送信（展示会開催後 30 日以内）

添付書類 ※フォーム内に pdf データ等にてアップロードいただきます。

1. 展示会当日のブース写真（小間番号・社名板等の写っているもの）

2. 出展者名簿（主催者が発行したもの、申請事業者名が掲載されていること）

3. 展示会等の会場で配付した製品パンフレット(出展製品が分かるもの)

4. 出展料金の請求書および領収証の写し（両方必要になります。）

□ 交付確定後、川口市より展示会等出展事業補助金交付確定通知書(様式第 10 号)を送付します。

■ 請求書（様式第 11 号）の提出（交付確定通知書到着後 10 日以内）

HP から請求書の様式をダウンロードし、請求書を作成してください。

請求書添付フォームに作成した請求書を添付・送信してください。



工業施策ページに遷移します。

■ 年度末の実績報告フォームへの入力・送信

本補助金の効果検証のため、年度末に再度実績報告を行っていただきます。

このページ内に本補助金に関する各ページがございます。

